

小学校出張授業 in 安曇小学校

2月26日(水)に安曇小学校で、市内の介護施設で働く中国からの実習生、オウ・エンさんとオウ・ヒナンさんに、故郷のことや介護の仕事について教えていただきました。

主な内容

- 特集1 令和2年度 施政方針 ②
- 特集2 新たな住民自治の仕組みづくりが始まります... ⑥
- ・スマートフォン決済アプリPayB が利用できます ⑨
- ・東京2020オリンピック聖火リレー情報！ ⑪



無料アプリ「マチイロ」で広報たかしまが読めます！

「広報たかしま」はスマートフォンアプリ「マチイロ」でも配信しています。スマートフォン等から当アプリをダウンロードしてお使いください。

※アプリのダウンロードは無料ですが、通信費は利用者のご負担になります。

マチイロ

検索

高島市公式

フェイスブック
Facebook

インスタグラム
Instagram

で情報発信中！

こちらの名前でそれぞれ検索してご登録をお願いします。

・Facebook「あっと高島」 ・Instagram「takashima city #たかP写真館」



イメージキャラクター
「たかP」

令和2年度の各施政の取り組み、方向性について、第2次高島市総合計画の6つの政策分野ごとに、主な施策について、ご説明します。

かもし「産業・経済」

― 農林水産業の分野 ―

市内の中山間地域の多くでは、過疎化や高齢化等により、農林業の担い手が減少し、多面的機能の低下や荒廃が進むなど、多くの課題が顕在化し、早急な対策が求められています。

その中、令和3年10月に滋賀県内では初めて、本市で開催される「第27回全国棚田サミット」を契機に、中山間地域が抱える課題の解決や農業・農村保全の在り方など、意識の醸成に繋げていきます。

また、大規模で安定した農業経営の実現を図るために、安曇川町上田中・三尾里地区の農地の大区画化など、高い生産効率や高収益作物の導入を可能とする「上安曇地区経営体育成基盤整備事業」に着手します。

一方、森林の果たす水源の涵養や林地の保全、地球の温暖化の防

止などの公益的な機能や、市民の生活基盤である重要インフラ施設周辺の森林について、「高島市森林整備計画」に基づき、引き続き森林境界の明確化や施業の集約化など、効率的な森林資源の利用と更新を図るとともに、台風などの自然災害に備え、避難経路となる道路をはじめ、重要インフラ施設への被害を未然に防止するため、沿道木などの予防伐採を行う「重要インフラ施設周辺整備事業」にモデル的事業として取り組み、大規模停電などにも備えていきます。

― 商工観光の分野 ―

市の魅力である「水と緑、食や歴史遺産等」を、最大限活用した観光商品の開発やサービスの拡充を図り、国内外からの誘客促進と地域経済への波及につなげていきます。

また、国内外での市場調査や商談会、さらにはSNSなどでの情報発信を通じて、発酵食品や工芸製品をはじめとする特産品の販路拡大を図る「高島を全国・世界に売り出すプロジェクト」を推進します。

令和2年度からは新たに、海外

日に開設します。

― 教育の分野 ―

これまでから市内小・中学校現場で、ICT環境の充実に向けた取り組みを進めています。このたび、国より「子どもたちに一人一台端末」や「GIGAスクール構想」が提唱されたことから、市の整備計画との整合を図りつつ、子どもたちの情報活用能力を育成するため「ICT教育機器整備事業」に引き続き取り組んでいきます。

また、ICT環境の充実に向けた取り組みを進めています。このたび、国より「子どもたちに一人一台端末」や「GIGAスクール構想」が提唱されたことから、市の整備計画との整合を図りつつ、子どもたちの情報活用能力を育成するため「ICT教育機器整備事業」に引き続き取り組んでいきます。

つむぐ「健康・福祉」

― 健康福祉の分野 ―

本市の高齢化率は令和2年度中に、35%に達すると見込まれます。

また、令和7年までには、全国的に約34万人の介護職員の不足が見込まれる状況の中で、今後、医療・福祉・介護あるいは生活支援に対するニーズは、質と量の両面で益々増大、多様化していくことが想定されます。

その中で、市内の特別養護老人ホームなどに入所できない方が367人おられ、現在、民間事業

展開に意欲のある事業者を中心に関係団体等で構成するプロジェクトチームによる販路拡大に戦略的に取り組み、雇用創出を図ります。

地域経済の振興は、市内企業の活性化と経営の安定を図るために、新規設備投資や市内従業員の雇用支援等による経営基盤の強化と競争力の維持向上を後押ししていきます。

あゆむ「子育て・教育」

― 子育ての分野 ―

令和2年度から始まる「高島市子ども・子育て支援あくしゅんぷららん2020」の計画に基づき、

者で特別養護老人ホームの整備に向けた取り組みが2法人で進められており、待機者数の解消に向けて期待しています。

また、地域包括支援センターでのきめ細かな支援を充実させ、機能を強化させるため、10月から「地域包括支援センター業務の一部の外部委託」を行います。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしたいけるよう、地域包括ケア体制の構築をさらに進めていきます。

― 市民病院事業の分野 ―

平成29年度から取り組んでいる「新高島市民病院改革プラン」が令和2年度で最終年度となることから、経営効率の向上、地域包括ケアシステム構築と併せて、地域完結型の医療の実現を目指していきます。

せせらぐ「暮らし・文化」

― 暮らしの安全の分野 ―

近年、地球温暖化の影響による局地的な豪雨など、各地で大規模な自然災害が頻発しています。

市ではこれまでの教訓を生かして、災害時の連絡体制や関係機関



棚田の畑

特集1

令和2年度 施政方針

令和2年2月26日に開会した高島市議会3月定例会において、福井市長が示した施政方針の概要をお知らせします。

問秘書課 ☎ (25) 8415



との情報共有の在り方など、各種防災訓練を通じて万全の体制で備えていきたいと考えています。

また、大規模災害時の通信手段の一つである防災行政無線は、長期停電時の機能停止に備え、機能が損なわれないようにデジタル同報系無線固定局発電機切替回線を39局増設するとともに、地域振興無線コミュニティ放送用PC更新等を行う「防災行政無線整備事業」を行います。また、道路の異常を発見した市民から情報提供いただく「市民通報システム」と、AI技術を活用して客観的に路面の健全度を把握する「道路損傷自動抽出システム」を導入し、効果的な効果的な維持管理に努めます。



防災訓練のようす

七とさえる「生活基盤」

「ごみ処理の分野」

環境センター後継処理施設整備事業は、昨年3月の市議会で令和元年度予算が認められ、既に環境省の交付金を受けながら、基本計画の策定や、周辺環境への影響を検証する「生活環境影響調査」を実施中です。令和2年度も引き続き実施するとともに、さらに、「事業者選定委員会を設置」し運営支援を行い、発注仕様書などの作成、専門的かつ技術的な知見に基づく審査・検討、事業者の選定を行います。

また、造成工事の発注のために「造成設計業務」や、ごみ処理施設建設に関する必要な「地質調査業務」などを行う予定です。

現在の環境センターは、平成30年2月に休止し、同年3月から市内で発生する燃やせるごみの処理は、新施設稼働予定の令和6年度末までの暫定措置として、県外の民間業者に委託しています。

新たなごみ処理施設整備は、環境省および防衛省補助事業の採択を受け、有利な財源である合併特例債の発行可能期限ともなる令和

6年度末の竣工に向けて、計画的に施設整備を進めます。

「市民生活の分野」



集落座談会のようす

集落機能の低下が懸念される中、将来に向けて地域コミュニティの健全な発展を目指し策定した「高島市地域コミュニティ推進指針」に基づき、令和3年度に新たな住民自治の仕組みとなる「住民自治協議会」を中学校区ごとに設立します。そのために、令和2年度は「設立準備会」を設置し、地域の現状把握や先進地事例の研究などを進めていきます。(詳しくは6ページからの特集2をご覧ください。)

「都市整備の分野」

令和5年の北陸新幹線敦賀駅の開業、令和6年の国民スポーツ大会の開催、令和7年の大阪万博開催が間近に迫っています。北陸と近畿を結び、観光客を受け入れるための生活基盤整備が重要です。

こうした国の大きな動きを視野に入れながら、国道161号の早期整備を、関係機関と連携しながら、要望活動を引き続き強く展開していきたいと考えています。

また、平成30年度から国により推進されている「国土強靱化」は、令和2年度で3年間の最終年度となります。国道161号・303号・367号や主要な県道・河川の整備は、関係機関と連携を図りながら、更なる整備促進に向け、引き続き国土強靱化の継続も含めて、要望活動を展開します。

市では、限られた財源の中で、道路整備を効果的・効率的に推進するため、「第2次高島市道路整備プログラム」を策定しています。しかし近年、通学路の安全確保の重要性の高まりや、集落からの消雪施設の整備要望の増加など各種計画事業に伴う道路整備の必要性を踏まえ、プログラムに沿って計画的な事業推進を図ります。

「下水道事業の分野」

計画区域内の整備が概ね完了した後、公共下水道区域内にある農業集落排水施設を計画的に公共下水道へ接続していますが、令和2年度は、安曇川町上寺地区農業集落排水処理施設を公共下水道へ接続するため、下水道管渠築造工事を実施します。

「水道事業の分野」

「第2次高島市水道事業基本計画」に基づき、水道水の持続的な安定供給および有収率の向上を目指すため、老朽化した主要管路の更新や施設の統廃合に向けた施設整備を計画的に行います。

「ふるさと」行政経営

「行財政改革の分野」

これまでの行財政改革の取り組み結果では、「高島市行財政改革計画」に基づいて、公共施設再編に向けた取り組みを進めるとともに、ふるさと納税のリニューアルや、その後の取組強化、企業や大学等とのさまざまな連携協定の締結、あるいは遊休財産の売却処分や、民間委託の更なる拡大などの

成果を上げてきました。

そして今後も、「高島市総合計画」の実現に向けて、「高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を始めとした各種計画との整合性を図りつつ、行財政改革に取り組みます。

ふるさと納税「びわ湖高島えんむすび事業」は、市の貴重な財源であるとともに、市内の特産品を全国にお届けできる絶好の機会です。令和2年度の目標額は、6億円としており、市の魅力をPRするとともに、自主財源の確保に取り組めます。



首都圏でのふるさと納税PRイベントのようす

また、普通交付税の合併算定替が終了した令和2年度以降も、持続可能な行財政運営を行えるよう

に、民間企業などと協働して市の新たな財源を確保するとともに、職員が行っている単純で定型的な事務作業を、「ロボットソフトウェア」に任せることや、AIを活用し、職員の事務負担と作業時間数の短縮を図る「定型的な事務作業の自動化」などについて、検討を行います。

また、民間委託の更なる拡大を図るため、4月から民間事業者のノウハウの活用によるサービスの向上など、安定的な斎場運営を行うために、「斎場包括的業務委託」を行い、業務の効率化と経費の軽減を行います。

平成20年9月から順次、業務の一部を民間に委託している学校給食センターでは、給食業務を専門とする民間業者による安全・安心な学校給食の安定的な提供を目的に、8月から、マキノ学校給食センターで、こども園給食を含む調理等業務の一部を民間に委託して運営を行います。

令和元年8月から進めていた「今津東コミュニティセンター」の大規模改修工事が完了し、3月1日にリニューアルオープンしました。4月からは同センター1階部分に「琵琶湖周航の歌資料館」

を移転し、地域文化やコミュニティの情報発信の場として、さらに、観光や情報発信の機能をあわせ持つ地域の中核施設として、より一層市民の皆さんに親しまれる施設運営を目指していきたいと考えています。

今後も、今津東コミュニティセンターを核とした近江今津駅前周辺の活性化について、しっかりと対応していきたいと考えています。



施政方針の全文は、市のホームページに掲載しています。

次をご一読ください。下記QRコードをスマートフォンで読み取ります。



持続可能な地域に向けて 新たな住民自治の 仕組みづくりが始まります

市民協働課
(25)8526

市では、人口減少などによる集落機能の低下が懸念される中、持続可能な地域づくりを進めるため、平成31年3月に「高島市地域自治組織あり方検討委員会」を設置し、市民の皆さんと計6回にわたり、住民自治の方向性について検討を重ねてきました。

区・自治会、各種団体等のあらゆる主体が連携した新たな仕組みの必要性や、そこの取り組みの可能性について議論を深めました。



【あり方検討委員会の経過】

回数	内容
第1回	集落自治の現状と課題について
第2回	高島らしい集落自治の検討
第3回	広域化のあり方について検討
第4回	目指すべき住民自治の仕組みの検討
第5回	指針内容の検討
第6回	指針案の協議・確認

あなたの地域ではこんなことになっていませんか？

子どもや若者が少なく
なり行事がさみしくなった

災害が起こったら、ちゃんと
集落で助け合えるのか心配

役員のなり手がなく、役をい
くつも兼ねていてしんどい

周りに一人暮らしの人の
が増え、近所で人の顔
を見る機会が減った

将来の高島市のために 今やらなければならぬこと

これからも区・自治会の公共的な役割は維持されていく必要があります。そのためにも、「人口減少」や「少子高齢化」の抑制のため、さまざまな対策に取り組むと同時に、これからは、人口が減っていく中でも地域を持続可能なものにしていくために、地域の「カタチ」を見直す大きな転換期を迎えています。

新たな連携・協働の仕組み

区長連絡会 (区・自治会間の交流と連携)

区長や自治会長からも、区・自治会間の交流や課題が共有できる場が必要との意見があります。

区長連絡会は、中学校区内の全ての区長・自治会長で構成し、人口減少などの時代変化の中でも、健全な区・自治会運営が行えるよう、区・自治会間での情報共有や研修、自治会同士の事業連携などを進めていきます。

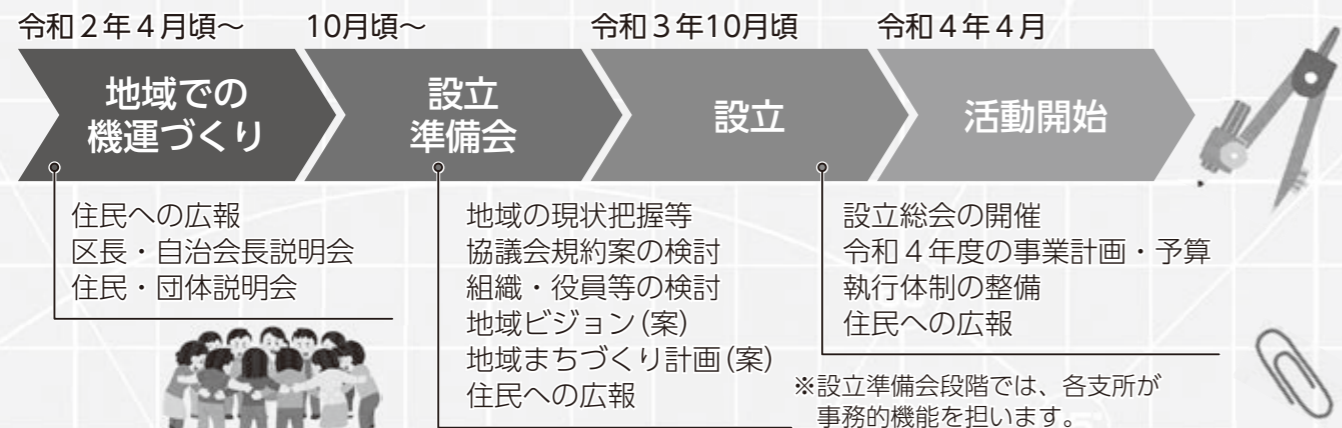
住民自治協議会 (新たな住民自治の仕組み)

住民自治協議会は、中学校区域を範囲として、区・自治会を核としながら各種団体が参画・連携・協力し、防災や地域福祉などの一つの区・自治会だけでは対応が難しい課題の解決や、地域の特色が生かせる新しい住民自治の仕組みです。

協議会は、区・自治会を統合したり、代わりになったりする組織ではありません。区・自治会は、皆さんの一番身近な地域コミュニティとして、暮らしやすい地域づくりの実現を目指し、さまざまな役割を担っていただいています。

しかし、高齢化に伴う担い手不足に加え、社会情勢や住民ニーズの変化により、一つの区・自治会では解決できない課題が発生しています。こうした地域課題などに対応できるよう区・自治会の枠を超えた広い範囲での活動を想定しており、区・自治会と協議会がそれぞれの役割を分担することで、新たな事業の展開や区・自治会役員の負担軽減にもつながるものと考えています。

【今後の主なスケジュール】



住民自治協議会に関するQ&A

Q 区・自治会や既存の各種団体はどうなるの？

A 区・自治会や団体などは変わりなくこれまでどおりです。

Q 協議会ができれば、区や自治会などの活動はどうなるの？

A 個々の区・自治会ではできなかった活動(例えば、防災訓練やサロンなど)を協議会が支援することで実施が可能になります。

Q 協議会の設立で、地域はどのように変わるの？

A 地域の区・自治会をはじめ、各種団体等がより強いつながりの中で、連携することができるようになることが期待できます。協議会へは、市からの支援や財政的支援を行い、地域と行政が協働して地域の課題解決に向けて取り組んでいきます。

Q なぜ協議会の活動エリアは中学校区なの？

A 活動には地域住民の連携意識が醸成しやすいエリアが望ましく、また、本市では既に中学校区をエリアに活動されている団体が多く存在するなど、連携できる土台があります。

また、中学校区ごとに「公民館」が存在しますので、協議会の活動拠点として検討を進めていきます。

Q 既にさまざまな団体が存在する中、協議会が必要なの？

A 地域ニーズが多様化する一方で、地域の各種団体では担い手が増えないという課題を抱えておられます。そのため協議会を作り、防災や福祉など、団体等の分野を超えて、共通した目標に向かって、団体や住民が連携をとり協力し合い、活動していくことが必要です。

Q 協議会ではどんな取り組みを行うの？

A 次のような取り組みが期待できます。

- ▼区・自治会単位では難しくなってきた防災訓練や地域防災計画づくりなどを支援する。
- ▼協議会で広報誌を作成し、各種団体などからのお知らせを掲載することで広報媒体の整理と、団体などの事務負担の軽減や経費削減につなげる。

※実際の取り組み内容は、地域ニーズを把握した上で各協議会で決定されます。

